

放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の対応案について

1 現状と課題（～平成 26 年度）

（1）現状

留守家庭児を対象として、小学校区ごとに児童館等で町直営の学童クラブを実施している（4ヶ所）。

学童利用者のための専用スペースやランドセル置き場は確保されているが、実質的に児童館来館者と区別がつかないため、利用料はとっていない。

（2）課題

従来からの課題として、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい（指導員・スペース）の3つがある。

学童クラブの実施場所が児童館に限られるため、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用できない。

町直営の学童クラブは、受入れ人数に限りがあり、年度途中の申込みについては待機していただく場合もある。

（3）子ども・子育て支援新制度の施行による制度の改正点（平成 27 年度～）

対象児童が、小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大される。

設置及び運営基準について、国の基準をもとに市町村で条例化する。

民間学童クラブへの市町村の関与（町への事前の届出が必要）。

市町村の公有財産（学校の余裕教室など）の貸付け等により事業の促進をはかる（改正児童福祉法第56条の7第2項、第3項）。

（4）見直しにあたっての留意点

町直営の学童クラブは、国の新しい基準を満たすものの、（対象児を小3までに制限しても）現行のやり方ではこれ以上の受入れは難しい。

内容の充実をはかろうとしても、児童館併設という物理的な条件を考慮すると、抜本的なサービスの見直しは難しい。

現行のやり方を維持した上で現実的に見直しが可能なのは、1時間延長と その間のおやつ程度である。

利用料については、児童館来館者と明確に区別される部分しか合理的な説明がつかない（登録料、ランドセル置き場、延長代、おやつ代のみか）。

2 新制度の準備をふまえた当面の対応案（平成 27～31 年度目安）

（1）当面の対応にあたって重視すべきこと

受入れ人数を増やすこと、現行の課題を解決すること、保護者の多様なニーズに応えること、の3つの視点を重視して新しい実施方法を考える。

（2）運営方法

現在の児童館等とは異なる場所で、民間団体の力（委託・補助など）を活用して、新しい町の学童クラブを実施する。

実施団体については、外部から団体（事業者）を呼び込むよりも、町内で実績のある民間団体を担い手の有力な候補とする。

既存の民間学童クラブについては、町への届出のほか、委託・補助の形で関与することで、町で利用調整を行う。

（3）実施場所

保護者のニーズ（希望）や子どもの安全性に配慮し、新しい学童クラブは小学校の敷地内または小学校の近隣で実施する。

小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確にするため、可能な限り小学校の教育スペースと学童クラブ実施スペースを分離することを基本とする（出入口、水回りが独立しているなど）。

教育委員会・小学校と要調整

（4）実施内容

新しい学童クラブでは、長時間の預かり（下校～目安 19 時まで）おやつ
の提供は必須とする。

開設時間、提供内容、料金の詳細については、既存の民間学童クラブの実施内容や、市町村アンケート・利用者アンケートの結果をみて、今後検討を行う。

（5）町直営の学童クラブのあり方

町直営の学童クラブは、現行のサービス内容のまま、当面の間（2 年程度）実施し、利用状況をふまえて継続するか判断する。

経過期間中は、充実した内容を求める保護者は民間学童クラブ、無料（低料金）がよい保護者は町直営の学童クラブ、というすみわけにする。

3 将来的な放課後の居場所のあり方(案)(目安平成 31 年度～)

(1) 将来的な放課後の居場所のあり方(案)

将来的には、すべての小学校に学童クラブを移転し、小学生の遊び場の機能を小学校へ集約していく。

学童クラブ(留守家庭児対象)は、放課後子ども教室(全児対象の放課後事業)と一体的に運営していく。先行事例として、横浜市で実施されている放課後キッズクラブのような時間による切り替えをしている例がある(17時から学童開始など)。

(2) 児童館のあり方について

小学生の遊び場の機能を小学校へ集約していくことで、児童館は未就児向けの機能を強化していく(ひろば事業、相談事業の充実など)。

(3) 留意点

管理責任の所在が明確になるように、まずは学童クラブ(留守家庭児対象)を小学校内で実施することから始めたい。

責任の問題を整理した上で、放課後子ども教室(全児対象の放課後事業)の実施について検討していく。

4 対応案の位置付け

(1) 対応案の位置付け

以上の対応案は、これまでの町子ども・子育て会議の議論や保護者向けアンケート調査の結果などを考慮し、事務局で現実的な対応案として考案したもの。

事務局案をたたき台として、今後、町子ども・子育て会議で議論し、会議としての考え方(提言・報告)をまとめる予定。会議の開催回数が限られていることから適宜、文書による意見照会も行う予定。

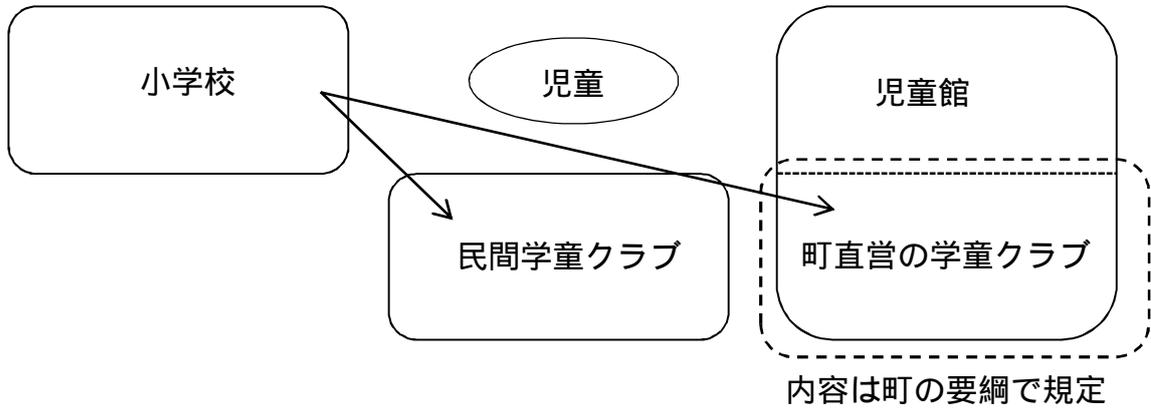
(2) 提言・報告

平成 27 年度から実施するものについては、予算編成の関係上、平成 26 年秋ごろまでに考え方をまとめる必要がある。

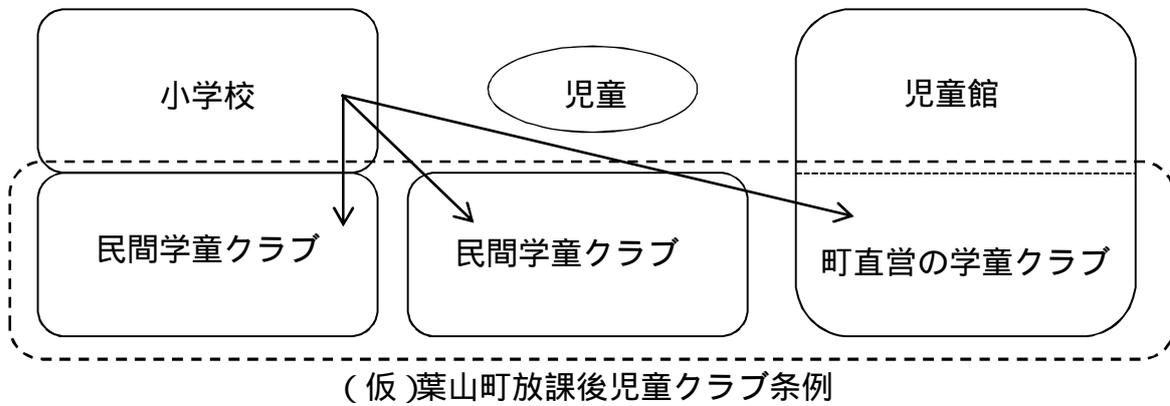
事務局としては、少なくとも「2 新制度の準備をふまえた当面の対応案(平成 27～31 年度目安)」までは、審議会から町長への提言・報告としてとりまとめたい。

< 今後の放課後の居場所づくりについての簡単なイメージ図 >

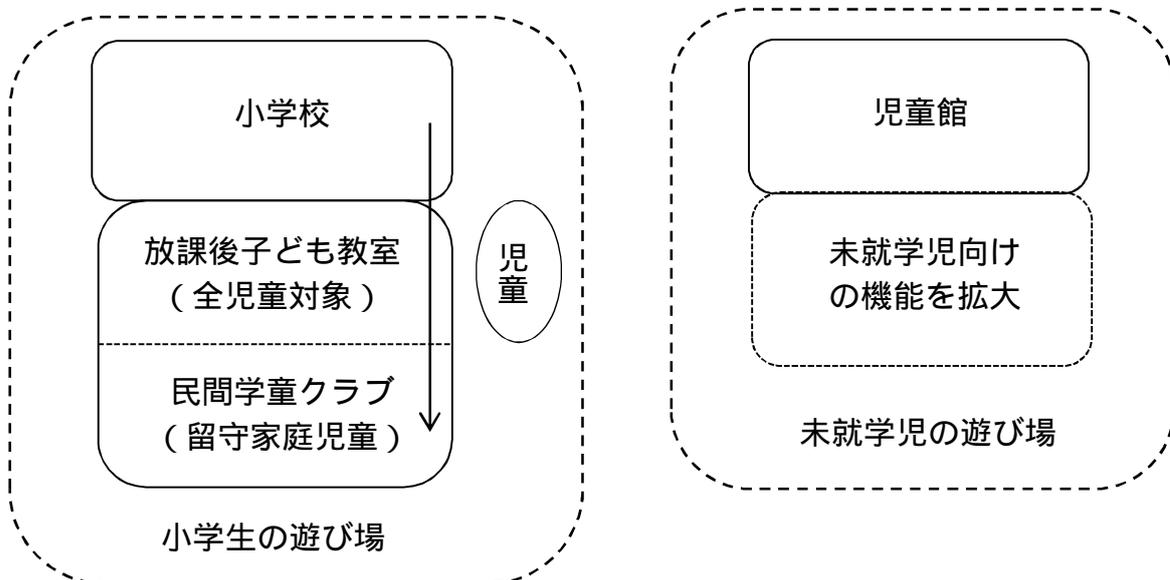
1 現状（～平成 26 年度）



2 新制度の準備をふまえた当面の対応案（平成 27～31 年度目安）



3 将来的な放課後の居場所のあり方（案）(目安平成 31 年度～)

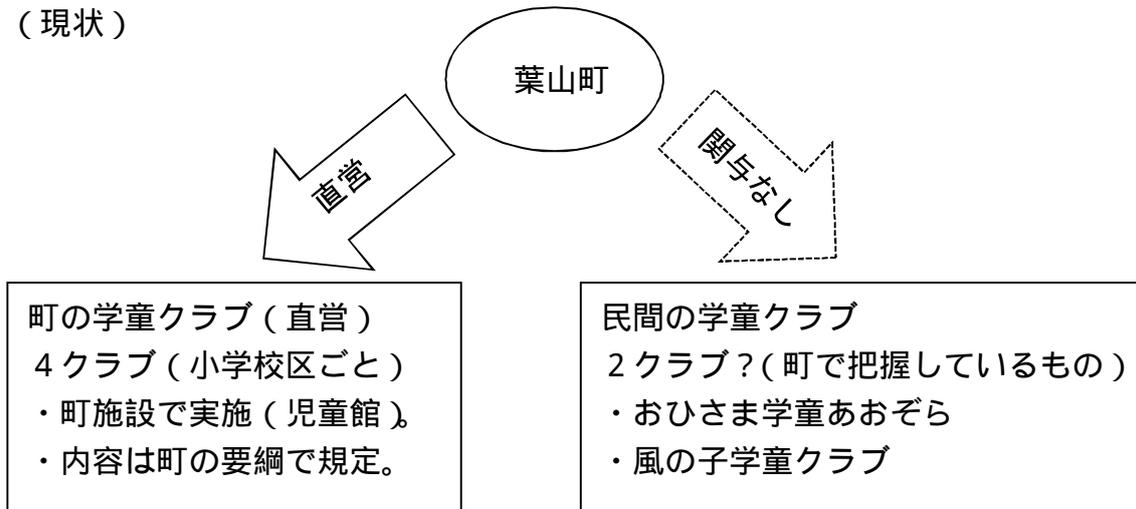


放課後児童クラブの主な改正事項（子ども・子育て支援新制度施行後）

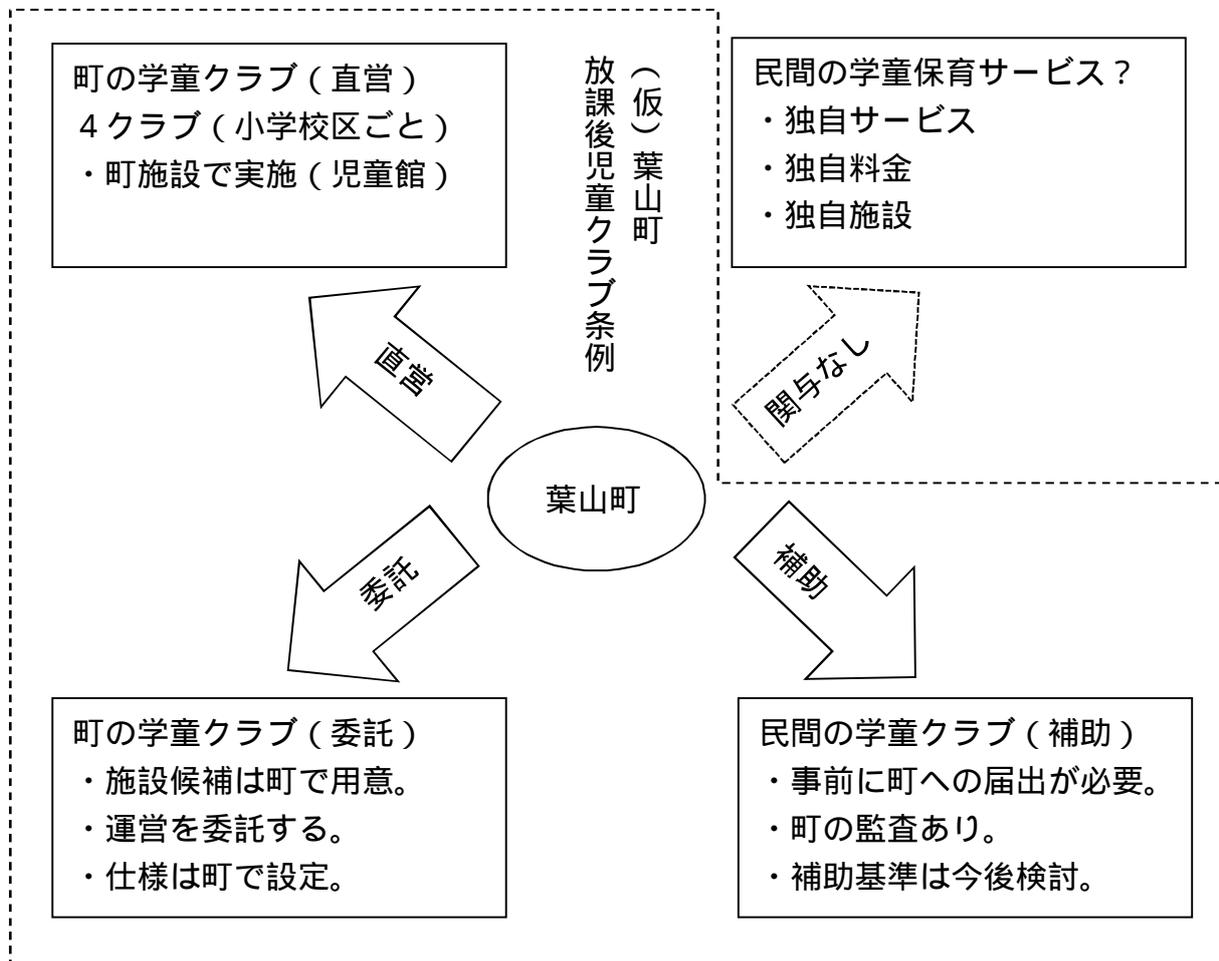
	現行	新制度施行後										
対象児童	おおむね 10 歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生										
設置及び運営の基準	特段の定めなし（ガイドライン）	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数...従うべき基準】 【施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準】										
市町村の関与	開始後 1 ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先：都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先：市町村】										
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供										
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進										
計画等	・「市町村行動計画」の策定 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務										
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table>	保護者負担	国 (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">(?)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table>	保護者負担	国 (1/3)	+	(?)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
保護者負担	国 (1/3)											
	都道府県 (1/3)											
	市町村 (1/3)											
保護者負担	国 (1/3)	+	(?)									
	都道府県 (1/3)											
	市町村 (1/3)											

葉山町における放課後児童クラブのイメージ

(現状)



(平成27年度以降のイメージ)



< 放課後事業の類型の整理 >

